

共同研究講座設置・管理等に関する基本方針

公立大学法人奈良県立医科大学共同研究講座規程（平成26年 3月19日制定）第5条の規定に基づき、共同研究講座を適正かつ公正に設置・運営するための基本的な方針を次のとおり定める。

1 共同研究講座の受入受諾に関すること

(1) 資金の規模

専任教員人件費と計画されている研究を行うのに妥当と判断できる資金の手当てがなされていること。概ね1千万円／年以上を目安とする。

(2) 申込に際しての付帯条件

申込者から、本学及び当該共同研究講座における教育・研究活動を行う上で支障があると認められるような条件が付されていないこととする。

(3) 間接経費

申込者に、提供される資金からオーバーヘッドとして一定の金額を大学に拠出することを事前に説明し了解を得ておくものとする。

2 共同研究講座の運用に関すること

(1) 教員の配置

- ①少なくとも1名の共同研究講座本務教員を配置する。
- ②共同研究講座の内容（資金、研究領域等）等において特別な理由があると認められる場合に限り、本学教授に、本務の講座の教授としての在職期間を限度として、共同研究講座教授を兼務させることができる。ただし、本務の講座の教授を退職するときは、併せて共同研究講座の教授も退職するものとする。
- ③前記②の場合、准教授又は講師を当該共同研究講座本務教員として配置することが望ましいものとする。
- ④本学の教員が共同研究講座教員となる場合、必要に応じ役員会及び教育研究審議会で当該教員に係る処遇等の取扱いを審議するものとする。
- ⑤本学教員、医員等を共同研究講座の教員とする場合、当該教員の講座の長は共同研究講座期間満了後の当該教員の処遇に関し、責任をもって対処するものとする。共同研究講座が当初予定していた設置期間の途中で終了する場合についても同様とする。

(2) 自己申告

共同研究講座教員は、公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程（平成21年2月5日制定、以下「利益相反管理規程」という。）の対象となり、毎年度自己申告するものとする。

3 共同研究講座の管理に関すること

(1) 共同研究講座の管理・運営

学長の監督のもと、共同研究講座主任が行うものとする。

(2) 資金管理

法人企画部研究推進課で管理するものとする。

(3) 共同研究機関との利益相反状況の管理

- ①利益相反管理規程、同細則等の規定に基づき管理するものとする。
- ②利益相反管理委員会及び相談室において利益相反の状況を審査する際、必要に応じ、自己申告書記載事項以外の事項についても、共同研究講座主任から報告を求めることができるものとする。

附 則

本方針は平成26年 3月19日より施行する。

附 則

本方針は平成27年 1月 8日より施行する。